

奈良教育大学教職大学院会議規則

平成20年3月14日  
制 定

(設置)

第1条 奈良教育大学教授会規則(平成16年奈良教育大学規則第201号)第9条第2項の規定に基づき、奈良教育大学教職大学院会議(以下「会議」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 会議は、本学大学院教育学研究科専門職学位課程教職開発専攻(以下「教職大学院」という。)に係る次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 入学試験に関する事。
- 二 教育課程の運用に関する事。
- 三 授業に関する事。
- 四 入学、修了、休学、退学等学籍に関する事。
- 五 教育行事に関する事。
- 六 学校実習に関する事。
- 七 教員の人事に関する事。
- 八 ファカルティ・ディベロップメントに関する事。
- 九 その他教職大学院に関し必要な事。

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長(教育担当)
- 二 教職大学院専任教員
- 三 教職大学院兼任教員
- 四 教職大学院非常勤(みなし専任)教員

(議長)

第4条 会議に議長を置く。

2 議長は、委員の互選により選出する。

(副議長)

第5条 会議は、必要に応じて、議長を補佐する者として、副議長を置くことができる。

2 副議長に関して、必要な事項は、会議が別に定める。

(会議)

第6条 会議は、議長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 会議は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関して、必要な事項は、別に定める。

(ワーキンググループ)

第8条 会議は、設置期間限定のワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関して、必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第9条 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(教授会等の承認)

第10条 会議で決定した重要な事項は、関連する教授会附置の委員会及び教授会に諮るものとする。

(事務)

第11条 会議の事務は、関係各課の協力を得て、教務課が統括する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は、教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。